

記入例

請求日 2027 年 4 月 10 日

(宛先) 那覇市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の施設等利用費

【 2026 年 10 月 ～ 2027 年 3 月 分請求用 】

償還払いを請求する月を記載

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、那覇市内に居住していることを那覇市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを那覇市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を那覇市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を那覇市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	イズミザキ イチロウ	生年月日	年 月 日
氏 名	泉崎 一郎	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1	
認定 子ども との 続柄		事前に送付した那覇市子どものための施設等利用 給付認定通知書に記載の「認定番号」を記入	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号	123456789
生年月日	2022 年 10 月 10 日	フリガナ	請求する期間中の住所についてチェック し、転入又は転出の場合は、転入日又は 転出日を下記項目に記載する。
請求期間中の住所			
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☒ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			2027 年 3 月 5 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	ミライワチエン	所 在 地	那覇市外の幼稚園の場合は所在 地を記載する。 那覇市内の場合は記載不要。
施設名称	みらい幼稚園	(市外の場合のみ記入) 電話:	
請求期間中の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☒ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			2027 年 3 月 4 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

初回請求時及び振込先口座に変更がある場合に記入し、
通帳の写し（通帳表紙とフリガナ・支店名のある頁の写し）を添付。

金融機関名		預 金 種 目	☒ 普通 ☐ 当座
沖琉	銀行・信用金庫	口 座 番 号	1 3 5 6 7 8 0
	農協・信用組合		
支店		口座名義(カタカナ)	
泉崎		イズミザキ イチロウ	
出張所			

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

預かり保育料を記載。おやつ代や給食代は含みません。
添付書類「特定子ども・子育て支援提供証明書」（園より交付）の費用の
額と同じか確認してください。

5. 在籍園の預かり保育事業に於ける施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	施設に支払った 金額(a)	利用 日数	対象額(b) (490×利用日数) 令和8年9月分まで は450×利用日数	aとbの金額の 低い方を記入 (c)	請求額 ※2 (c か月額上限額 の低い方を記入)
2026 年 10 月	10,500 円	21 日	10,290 円	10,290 円	10,290 円
年 11 月	10,500 円	17 日	8,330 円	8,330 円	8,330 円
年 12 月	10,500 円	18 日	8,820 円	8,820 円	8,820 円
2027 年 1 月	10,500 円	18 日	8,820 円	8,820 円	8,820 円
年 2 月	10,500 円	16 日	7,840 円	7,840 円	7,840 円
年 3 月	10,500 円	2 日	980 円	980 円	980 円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	利用日数に応じて上限額が変動する（490円×利用日数） とともに、上限額（12,300円又は17,700円）があることに 留意				円
年 月					円
年 月					円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円

※2 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。
(令和8年9月分までの月額上限額は、第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。)

※3 施設等利用給付を受ける権利の時効は、領収証に記載された該当月の翌月から起算して2年間となります。
例) 令和8年10月分は、令和10年10月まで請求可。